

2017年5月12日
国土管理専門委員会

不在者の財産の管理をめぐる課題の整理

早稲田大学教授
山野目 章夫

東日本大震災の被災地においては、復興のための事業の用地を調達するために、土地の所有者の所在が把握されていない事例において、民法が定める不在者の財産の管理の制度が用いられてきた。

この制度の本来の趣旨は、不在“者”という〈人〉の財産の管理を目的とするものであり、ひとり用地として需要があるとされる土地のみを管理する趣旨ではない。

このことから、この手続の申立てに際しては、入手することができる範囲でよいとされつつも不在者の財産に関する資料を提出することが要請され、また、選任される財産の管理人は、就任後に不在者の財産を調査して財産目録や管理報告書を作成するものとされ、さらに事業用地の買収を果たしたとしても、不在者の財産がなくなるまで職務を続けるものとされる。

被災地においては、土地収用の手続要件の特例も認められているところであるが、なお任意の売買による用地取得の実務上の要請は小さくない。

次の大きな災害に備え、不在者の財産の管理の制度運用から観察される課題を整理し、所要の制度整備を講ずることが望まれる。